

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し
家賃の減額・減免申請をされる方へ

大阪市都市整備局

申請にあたっての注意事項

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、家賃の支払いにお困りの方は下記の申請をすることにより、家賃の負担が軽減される場合があります。

【家賃減額申請】

毎年2～3月頃にかけて「大阪市営 公営住宅・改良住宅・再開発住宅 収入認定・家賃決定通知書」または「大阪市営住宅 家賃決定・家賃減額決定通知書」によりお知らせした家賃について減額をする手続きです。

適用期間は、基本的に家賃減額を申請した翌月からその年度の年度末（3月末）までです。ただし、次年度の家賃減額申請の場合は、次年度の当初（4月）からその年度の年度末（3月末）までとなります。

【家賃減免申請】

上記の「家賃減額申請」をされてもなお収入が少なく、家賃の支払いが困難な方は、申請により家賃を減免することができます。適用期間は原則申請の翌月から3カ月です。

※「大阪市営特別賃貸住宅（市営すまいりんぐ）」「大阪市特定賃貸住宅」及び中堅層向け住宅として管理している「再開発住宅」には適用されません。

（注意事項）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った方に対する家賃の減額・減免については時限的な措置ですので、今後の状況によっては取り扱いが変更になる場合がありますのでご了承ください。
- ・**申請に基づき審査を行いますが、その結果によっては家賃が減額・減免とならない場合があります。**
- ・家賃減免申請の認定期間は原則3カ月とします。家賃減免は更新も可能ですが、減免の更新ごとに給与支払証明書等直近の収入を証明する書類をご提出いただきますので、必ずご準備ください。
- ・同居承認申請、名義変更承認申請など入居中に必要な手続きが完了していない場合は、別途手続きが必要です。
- ・生活保護を受けられている方は家賃の減免申請をすることができません。減免適用期間中に生活保護を受けることになった場合は必ず住宅管理センターにご連絡ください。
- ・申請時点で家賃等の滞納がある方は事前に住宅管理センターにご相談ください。
- ・家賃の減額・減免のほか、家賃の分割納入などのご相談も承っておりますので住宅管理センターにご相談ください。

（住宅管理センターの連絡先は裏面をご確認ください）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り電話での相談・郵便での申請にご協力ください

梅田住宅管理センター

北区 福島区 中央区 西淀川区 淀川区 東淀川区 旭区 都島区
東成区 城東区 鶴見区 此花区 西区 港区にお住まいの方

【所在地】

〒530-0001 北区梅田 1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階

【最寄駅】

Osaka Metro（地下鉄）・阪神・阪急梅田、JR大阪・北新地

【電話】06-6343-5012



阿倍野住宅管理センター

天王寺区 浪速区 生野区 阿倍野区 住之江区
住吉区 東住吉区 西成区 大正区にお住まいの方

【所在地】

〒545-0051 阿倍野区旭町 1-2-7-500 あべのメディックス5階

【最寄駅】

Osaka Metro（地下鉄）・JR天王寺、近鉄大阪阿部野橋、
大阪シティバス市立大学病院前

【電話】06-6649-1103



平野住宅管理センター

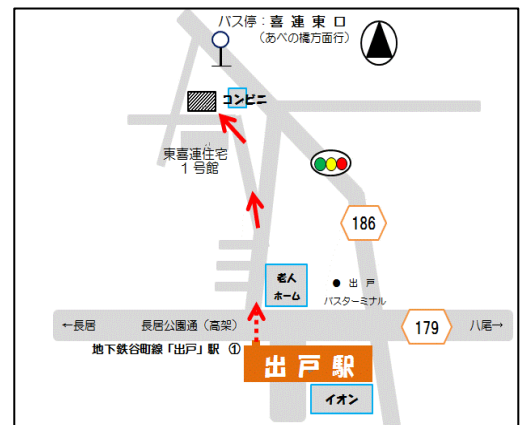
平野区にお住まいの方

【所在地】

〒547-0021 平野区喜連東 4-4-35（東喜連第3住宅13号館跡地）

【最寄駅】Osaka Metro（地下鉄）出戸、大阪シティバス喜連東口

【電話】06-6703-4236



各センターの開庁時間

月曜日から土曜日、毎月最終日曜日の9時00分から17時30分まで

（上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

※土曜日・毎月最終日曜日は平日と異なり、一部取り扱うことができない業務があります。